

新型コロナウイルス感染症 対策検討協議会説明資料

(検証事項説明資料)

(頁)

◎乳幼児健康診査及び小児の定期予防接種の適切な提供について …………… 1

令和2年（2020年）8月11日

こども育成部

◎検証項目 乳幼児健康診査及び小児の定期予防接種の適切な提供について

1 検証の目的

乳幼児健康診査（以下「乳幼児健診」といいます。）及び小児の定期予防接種状況を検証し、コロナ禍における、より適切な乳幼児健診と予防接種のあり方を検討し、乳幼児等の効果的な健康管理につなげていくことを目的とします。

2 項目別検証結果

（1）乳幼児健診

〈令和2年3月から5月の状況〉

令和2年2月28日、厚労省より新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、集団で実施する健診については、必要に応じて延期等の措置をとるよう通知（4頁 資料1）があり、本市においても、3月3日より集団健診で実施する3か月健診、1.6歳児健診、3歳児健診を延期することとしました。

延期の周知については、市ホームページに掲載するとともに、対象児には速達文書で通知（6頁 資料2）しましたが、周知が行き届かず、来所された方には健診を実施しました。

しかし、対象の時期に健診を行うことができない乳幼児が増加することは望ましくないと判断し、4月以降の集団健診は、感染拡大防止の措置を講じた上で実施する方針として4月2日から再開しましたが、4月7日の緊急事態宣言を受け、集団健診は4月10日まで実施し、以降の日程を再度延期しました。

* 3月から5月の乳幼児健診の受診状況は、12頁 参考資料1のとおり

〈延期中の対応〉

- ・乳幼児健診が延期となった対象児への通知準備と発送事務、健診の再開に備えて、健診日増設のための関係各所との日程及び人員確保の調整を行いました。
- ・各健康福祉センターにおいては、延期に伴う不安への相談や受診予定であった要フォロー児への電話及び家庭訪問による支援等を行いました。

〈健診再開後の対応〉

緊急事態宣言解除後、国の通知（7頁 資料3）を受け、6月15日より健診を再開しました。6月から8月までの乳幼児健診日を、合わせて22単位増設し、受診を延期した対象児を優先しつつ、健診案内を郵送しています。

9月末迄には、すべての未受診児が受診できる見込みです。

（健診会場における感染防止対策）

- ・ 入口での検温と症状の有無の確認。
- ・ 会場内では、受診者同士の接触を極力避けるため、距離を離れた指定の席に座っていただき、問診、生活指導、栄養指導を実施。
- ・ 診察、計測時のみ移動していただき、一組が終了するごとに座席や計測器等の消毒を実施するなど、感染予防に最大限配慮し、滞在時間の縮小化に努めながら実施。

（２）定期予防接種

〈令和２年３月から５月の状況〉

- ・ 予防接種は12種あり、集団接種であるBCGを除く11種の予防接種は、協力医療機関において個別に接種する体制となっています。３月から５月の間も、個別接種は国の３月19日付事務連絡（10頁 資料4）のとおり、継続的に実施していました。しかし、外出自粛の影響による接種控えが生じた結果、３月から４月は、前年度比で大幅な接種数の減少がみられました。
- ・ 集団接種であるBCGは、集団健診の対応に倣って対応することが望ましいと判断し、３月からは延期しましたが、対象の時期に接種を行うことができない乳幼児が増加することは望ましくないため、４月以降は感染拡大防止の措置を講じた上で集団接種を再開することとしました。
しかし、４月７日の緊急事態宣言を受け、集団接種は４月２日、９日に実施し、以降の日程を再度延期しました。

* ３月から５月の予防接種別接種者数は、13頁 参考資料2のとおり

〈延期中の対応〉

- ・ 集団接種が延期となった対象児への通知準備と発送事務、接種の再開に備えて、接種日増設のための関係各所との日程及び人員確保の調整を行いました。
- ・ 各健康福祉センターにおいては、接種が延期となった乳児等への接種スケジュールについて相談に応じました。
- ・ 個別接種の接種控えについては、本市としては、特段の対応は実施していませんでした。

〈集団接種再開後の対応〉

- ・ 緊急事態宣言解除後、国の通知（7頁 資料3）を受けて6月3日より集団接種を再開しました。6月から7月までの間、接種日を23単位増設し、接種を延期した対象児を優先しつつ、集団接種の案内を郵送しました。
7月末までには、接種を延期した未接種児全員が接種できる状況となりました。

- ・コロナ禍における全国的な接種控え等があることから、6月8日、厚労省より「遅らせないで！子どもの予防接種と乳幼児健診」のリーフレット配布による周知について、自治体への協力依頼がありましたので、市ホームページに掲載するとともに、保育園への掲示依頼を行いました。
また、保健師や助産師による電話相談、家庭訪問等での周知を行っています。

3 今後の対応

(1) 乳幼児健診

第2波襲来時、外出自粛が求められ、集団健診を再度、延期せざるを得ない状況が予測されます。長期にわたり健診を延期することは、子どもの発育、発達チェックが滞ることとなるため、時限的に、協力医療機関における個別健診の導入も検討する必要があると考えます。

(今後の方針)

集団健診を基本としつつ、緊急事態宣言などが発令された場合に備え、医療機関での「個別健診」の導入を検討していきます。

(2) 定期予防接種

予防接種は、乳幼児期に多い感染症の発症と重症化を防ぐために行うもので、接種することが望ましい時期に接種券を発送しているため、コロナ禍においても個々に、計画的に接種を進めていただくよう、周知に努めていく必要があると考えます。

(今後の方針)

あらゆる機会をとらえて、接種勧奨を行っていきます。

- ・保健師、助産師による家庭訪問や電話相談での周知(実施中)
- ・乳幼児健診時の接種状況確認と勧奨(実施中)
- ・市ホームページへの掲載(実施中)
- ・予防接種券発送時の接種勧奨チラシの同封
- ・市内小児科、産科外来、幼稚園などへのポスター掲示 等

〈集団予防接種の取り扱い〉

集団予防接種で実施しているBCGについては、今後、緊急事態宣言が発令された場合でも、実施方法を工夫のうえ、接種を継続していきます。

また、将来的には、個別接種への移行も検討していきます。

事務連絡
令和2年2月28日

都道府県
各 指定都市 母子保健主管部局・児童福祉主管部局 御中
中核市

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
厚生労働省子ども家庭局母子保健課

母子保健事業等の実施に係る新型コロナウイルスへの対応について

今般、新型コロナウイルスについて、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、別添の「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」（以下「基本方針」という。）が決定されたところです。

母子保健主管部局及び児童福祉主管部局におかれても、上記基本方針の趣旨に留意するとともに、母子保健事業等について、下記に留意の上、適切な対応をお願いします。また、都道府県においては、管内市町村への周知をお願いします。

記

母子保健事業等の実施については、以下の点に留意すること。

1 妊産婦及び乳幼児に対する健康診査、保健指導等について

(1) 集団で実施する健康診査、保健指導等について

感染拡大防止の観点から、必要に応じ、延期等の措置をとること。ただし、この場合において、延期等の措置をとっている間にも必要に応じて電話や訪問等による保健指導や状況把握を行うこと。

なお、延期等により、母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条第1項に定める月齢の間に乳幼児健康診査を受診できない場合には、別の機会に乳幼児健康診査を受ける機会を設けること。

(2) 個別で実施する健康診査、保健指導等について

個別で実施する健康診査、保健指導等については、当該実施機関等と適宜相談の上で実施するかどうか判断されたい。

2 保健師による訪問指導等、各居宅へ訪問して実施する事業について

事業の社会的必要性等を踏まえ、事業を継続して実施する場合には、感染拡大防止のための以下の点に留意すること。

(注意事項)

(1) 訪問に際し、訪問する家庭の児童や家族に風邪の症状や発熱、倦怠感や呼吸困難などの症状がないか確認すること。

(2) 事業従事者は、発熱（概ね37.5℃以上）や呼吸器症状がないことを確認した上で、訪問時におけるマスク着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等により、感染機会を減らすための工夫を行うこと。

- 3 乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業について
これらの事業については、上記2と同様の対応とすること。

(参考)

- 厚生労働省 HP 新型コロナウイルス感染症について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

令和2年3月3日

保護者 様

横須賀市こども健康課

乳幼児健康診査 実施延期のお知らせ

令和2年3月4日実施でご案内を差し上げている**乳幼児健康診査(乳児)**につきまして、厚生労働省より令和2年2月28日付で「母子保健事業等の実施に係る新型コロナウイルスへの対応について」の通知があり、「集団で実施する健康診査、保健指導等について、必要に応じ、延期の措置をとること」が示されました。本市で実施している乳幼児健康診査につきましても新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、健診実施を延期とさせていただきます。

健診再開の際には、お知らせを差し上げますので、ご確認をお願いいたします。

保護者の皆様にはご迷惑、ご不便をおかけいたしますが、ご協力をお願いいたします。お子様の発育、発達や育児等についてご不安なこと、ご相談がございましたら、管轄の健康福祉センター等へお問い合わせくださるようお願いいたします。

事務担当 横須賀市こども育成部こども健康課

電話 046-824-7141

医政歯発0526第1号
健健発0526第1号
健が発0526第1号
基安労発0526第1号
子家発0526第3号
子母発0526第3号
保保発0526第1号
保国発0526第2号
保高発0526第2号
保連発0526第1号
令和2年5月26日

(別 記) 御中

厚生労働省医政局
歯科保健課長
(公 印 省 略)
厚生労働省健康局
健康課長
(公 印 省 略)
がん・疾病対策課長
(公 印 省 略)
厚生労働省労働基準局安全衛生部
労働衛生課長
(公 印 省 略)
厚生労働省子ども家庭局
家庭福祉課長
(公 印 省 略)
母子保健課長
(公 印 省 略)
厚生労働省保険局
保険課長
(公 印 省 略)
国民健康保険課長
(公 印 省 略)
高齢者医療課長
(公 印 省 略)
医療介護連携政策課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除を踏まえた各種健診等における対応について

令和2年4月7日に新型コロナウイルス感染症対策本部長が、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項に基づく緊急事態宣言を行い、その後、感染状況の変化等を踏まえた区域変更や期間延長を経て、5月25日に全ての区域において緊急事態宣言を解除したところです（別添1）。

①健康増進法（平成14年法律第103号）に基づく健康診査等の各種健診・保健指導等、②特定健康診査・特定保健指導及び高齢者健康診査並びに保険者が行うその他の保健事業、③母子保健法（昭和40年法律第141号）に基づく健康診査等、④労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）等に基づく健康診断並びに⑤各自治体を実施する歯科健康診査・歯科保健指導（上記①から④までに該当するものを除く。以下同じ。）（以下「各種健診等」という。）の実施については、当該緊急事態宣言の解除を踏まえ、下記のとおりとしますので、別紙Q&Aも活用し、適切な対応をお願いします。なお、母子保健法に基づく健康診査等については、「母子保健事業等の実施に係る自治体向けQ&A（令和2年5月1日時点）」（令和2年5月1日付厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課、母子保健課事務連絡別添）を後日改正し、送付する予定ですので、改正後のQ&Aを御参照ください。また、都道府県においては管内市町村へ、保険者団体等においては貴管内の保険者等へ改めての周知徹底をお願いします。

なお、これに伴い、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた特定健康診査・特定保健指導等における対応について（改訂）」（令和2年4月17日付厚生労働省保険局保険課長、国民健康保険課長、高齢者医療課長、医療介護連携政策課長連名通知）並びに「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた健康増進事業の実施に係る対応について」（令和2年4月14日付厚生労働省健康局健康課、がん・疾病対策課、医政局歯科保健課事務連絡）、「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた各自治体を実施する歯科健康診査・歯科保健指導について」（令和2年4月24日付厚生労働省医政局歯科保健課事務連絡）及び「母子保健事業等の実施に係る新型コロナウイルスへの対応について」（令和2年4月10日付厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課、母子保健課事務連絡）は廃止します。

記

第1 緊急事態宣言の解除を踏まえた各種健診等の実施について

緊急事態宣言が解除されたことを踏まえ、各種健診等については、その意義や実施主体の責務などの制度趣旨等に則り、以下の点に留意の上、適切に実施すること。

1 健康増進法に基づく健康診査等の各種健診・保健指導等（以下1において「各種健診・保健指導等」という。）の実施について

各種健診・保健指導等の実施については以下のとおりとすること。

ア 各種健診・保健指導等を実施するに当たっては、各自治体において、地域における感染の状況や感染拡大防止策の対応状況等を踏まえて、実施方法や実施時期等を判断し、関係者や実施機関等と適宜相談の上で実施すること。

イ 仮に延期等の措置をとる場合には、延期等により各種健診・保健指導等を受診できない者に対し、別に各種健診・保健指導等を受ける機会を設けること。

2 特定健康診査・特定保健指導及び高齢者健康診査並びに保険者が行うその他の保健事業の実施について

(1) 特定健康診査・特定保健指導及び高齢者健康診査（以下(1)において「特定健康診査等」という。）の実施については以下のとおりとすること。

ア 特定健康診査等を実施するに当たっては、地域における感染の状況や感染拡大防止策の対応状況等を踏まえて、実施方法や実施時期等を判断し、関係者や実施機関等と適宜相談の上で実施すること。

イ 地域における特定健康診査等の実施方針については、保険者協議会の仕組み等を適宜活用して、保険者及び医療機関等との合意の上で決定すること。その際、特定健康診査等の実施が地域の医療機関等の負担とならないよう十分に留意すること。

ウ 保険者は、特定健康診査等の実施方針について、加入者に対し周知を行うこと。また、特に集合契約を結んでいる代表保険者においては、保険者協議会の仕組み等を活用して、契約の相手方である医療機関等の代表者や医療関係団体をはじめとする関係者に対し、特定健康診査等の実施方針を適切に周知すること。

エ 仮に延期等の措置をとる場合には、延期等により特定健康診査等を受診できない者に対し、別に特定健康診査等を受ける機会を設けること。

オ 昨年度の特定健康診査の結果が受診勧奨域であった者等については糖尿病等の重症化の危険性が高いため、受診勧奨に努める等重症化予防のための適切な措置を行うこと。

(2) 保険者が行うその他の保健事業（以下(2)において単に「保健事業」という。）の実施については以下のとおりとすること。

保健事業を実施するに当たっては、地域における感染の状況や感染拡大防止策の対応状況等を踏まえて、実施方法や実施時期等を判断し、関係者や実施機関等と適宜相談の上で実施すること。

3 母子保健法に基づく健康診査等の実施について

(1) 母子保健法第12条第1項に定める健康診査であって、集団で実施するものについては、以下のとおりとすること。

ア 各自治体において、地域における感染の状況や感染拡大防止策の対応状況等を踏まえて、実施方法や実施時期等を判断し、実施すること。

イ 仮に延期等の措置をとる場合には、必要に応じて、電話や訪問等による保健指導や状況把握を行うこと。また、延期等により、健康診査を受診できない幼児には、別に健康診査を受ける機会を設けること。

(2) 母子保健法第12条第1項に定める健康診査以外の健康診査、保健指導等であって、集団で実施するものについては、第1の3の(1)に準じた取扱いとすること。

(3) 個別での健康診査、保健指導等を実施する場合には、各自治体において、地域における感染の状況や感染拡大防止策の対応状況等を踏まえて、実施方法や実施時期等を判断し、関係者や実施機関等と適宜相談の上で実施すること。

事務連絡
令和2年3月19日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局健康課

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う定期の予防接種の実施に係る対応について

今般、新型コロナウイルス感染症について、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」（令和2年2月25日。以下「基本方針」という。）が決定されたところです。

各地方自治体における予防接種担当部局においては、基本方針の趣旨に留意するとともに、予防接種事業等について、下記に留意の上、適切な対応をお願いいたします。また、都道府県においては、管内市町村（保健所を設置する市及び特別区を含む。以下同じ。）への周知をお願いします。

記

1 予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定による定期の予防接種（以下「定期接種」という。）については、ワクチンで防げる感染症の発生及びまん延を予防する観点から非常に重要であり、感染しやすい年齢を考慮して感染症ごとに接種年齢を定めて実施しているものであることから、基本的には引き続き実施すること。特に乳児の予防接種を延期すると、感染症に罹患するリスクが高い状態となることから、関係者と協力して接種機会の確保を図る必要があること。

実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症への感染防止の観点から、予防接種を実施する医療機関等において、例えば、被接種者及びその保護者が、疾病の診療目的で来院した患者と接触しないよう、時間帯又は場所を分けるなどの配慮を行うとともに、器具や従事者を介した院内感染の防止についても適切な対応を取ること。

2 定期接種の接種時期については、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第1条の3第1項に規定されているが、今般の新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、地域の実情に応じ、上記1の対応に当たって困難を来す場合や、特に高齢者への接種や追加接種に当たって、接種のための受診による感染症への罹患のリスクが、予防接種を延期

することによるリスクよりも高いと考えられる場合等、規定の接種時期に定期接種ができない相当な理由があると市町村が判断し、やむを得ず規定の接種時期を超えて定期接種を行った者については、予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）第2条の5第3号に該当するものと取り扱って差し支えないこと。

- 3 上記2により、規定の接種時期を超えて接種を行った場合について、定期接種実施要領20（5）に係る厚生労働省への報告については、1件ごとの報告は不要であり、年度ごとに、ワクチンごとの接種件数及び人数をまとめて、都道府県を通じて翌年度の6月30日までに報告すること。様式については、別途お示しする予定である。

（参考）厚生労働省HP 「新型コロナウイルス感染症について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

乳幼児健診（集団健診延期期間中）

乳幼児健診は集団健診であるため、令和2年3月から5月まで感染拡大防止の観点から実施を延期しました。
（一部、再開した実施日があります）

この期間の未受診者は乳児健診462人・1.6歳児健診514人・3歳児健診569人となりましたが、6月に再開し、実施日の増設及び受付時間を延長したことにより、9月中までに実施できる見込みです。

乳健	令和2年3月	令和2年4月	令和2年5月	計
対象者	179	191	184	554
受診者数	2	90	0	92
未受診者	177	101	184	462
実施日	4日,17日	7日,8日	なし	

1.6歳児	令和2年3月	令和2年4月	令和2年5月	計
対象者	199	198	206	603
受診者数	2	87	0	89
未受診者	197	111	206	514
実施日	27日	3日,10日	なし	

3歳児	令和2年3月	令和2年4月	令和2年5月	計
対象者	220	220	223	663
受診者数	30	64	0	94
未受診者	190	156	223	569
実施日	2,4,9,11,13日	3,6,8日	なし	

予防接種別接種者数（個別接種）

MR（麻しん風しん混合）1期：対象年齢1歳

MR1	3月	4月	5月	計
令和2年（2020年）	171	154	193	518
平成31年（2019年）	257	171	164	592
増減	-86	-17	29	-74
前年同月比増減率	-33.5%	-9.9%	17.7%	-12.5%

MR（麻しん風しん混合）2期：対象年齢年長児（小学校就学前の1年間）

MR2	3月	4月	5月	計
令和2年（2020年）	186	266	408	860
平成31年（2019年）	243	449	403	1,095
増減	-57	-183	5	-235
前年同月比増減率	-23.5%	-40.8%	1.2%	-21.5%

DT（二種混合）：対象年齢11歳～13歳未満

DT	3月	4月	5月	計
令和2年（2020年）	197	96	148	441
平成31年（2019年）	250	207	68	525
増減	-53	-111	80	-84
前年同月比増減率	-21.2%	-53.6%	117.6%	-16.0%

ヒブ（インフルエンザ菌b型）：対象年齢2か月～5歳未満・最大4回接種

ヒブ	3月	4月	5月	計
令和2年（2020年）	801	684	715	2,200
平成31年（2019年）	812	739	692	2,243
増減	-11	-55	23	-43
前年同月比増減率	-1.4%	-7.4%	3.3%	-1.9%

小児用肺炎球菌：対象年齢2か月～5歳未満・最大4回接種

肺炎球菌	3月	4月	5月	計
令和2年（2020年）	722	649	697	2,068
平成31年（2019年）	824	716	685	2,225
増減	-102	-67	12	-157
前年同月比増減率	-12.4%	-9.4%	1.8%	-7.1%

四種混合：対象年齢3か月～7歳6か月未満・4回接種

四種混合	3月	4月	5月	計
令和2年（2020年）	762	667	768	2,197
平成31年（2019年）	843	727	754	2,324
増減	-81	-60	14	-127
前年同月比増減率	-9.6%	-8.3%	1.9%	-5.5%

B型肝炎：対象年齢1歳未満・3回接種

B型肝炎	3月	4月	5月	計
令和2年（2020年）	547	455	525	1,527
平成31年（2019年）	525	488	499	1,512
増減	22	-33	26	15
前年同月比増減率	4.2%	-6.8%	5.2%	1.0%

水痘（水ぼうそう）：対象年齢1歳～3歳未満・2回接種

水痘	3月	4月	5月	計
令和2年（2020年）	319	301	390	1,010
平成31年（2019年）	471	412	349	1,232
増減	-152	-111	41	-222
前年同月比増減率	-32.3%	-26.9%	11.7%	-18.0%

日本脳炎1期：対象年齢6か月～7歳6か月未満・3回接種

日脳1期	3月	4月	5月	計
令和2年（2020年）	349	771	1420	2,540
平成31年（2019年）	454	1015	1422	2,891
増減	-105	-244	-2	-351
前年同月比増減率	-23.1%	-24.0%	-0.1%	-12.1%

日本脳炎2期：対象年齢9歳～13歳未満・1回接種

日脳2期	3月	4月	5月	計
令和2年（2020年）	238	116	588	942
平成31年（2019年）	391	182	319	892
増減	-153	-66	269	50
前年同月比増減率	-39.1%	-36.3%	84.3%	5.6%

HPV（子宮頸がん予防）：対象年齢小学6年生～高校1年生の女子（学齢）・3回接種

HPV	3月	4月	5月	計
令和2年（2020年）	28	10	14	52
平成31年（2019年）	13	5	5	23
増減	15	5	9	29
前年同月比増減率	115.4%	100.0%	180.0%	126.1%

※平成26年度以降、積極的勧奨を中止しています。

BCG接種（集団接種延期期間中）

BCGは集団接種であるため、令和2年3月から5月まで感染拡大防止の観点から実施を延期しました。（一部、再開した実施日があります）

この期間の未受診者は452人となりましたが、6月に再開し、実施日の増設及び受付時間を延長したことにより、7月末までに接種機会を確保し、接種案内の送付を完了しています。

実施月	令和2年3月	令和2年4月	令和2年5月	計
対象者	令和元年9月生	令和元年10月生	令和元年11月生	計
対象者数	181	193	181	555
接種者数(集団)	4	99	0	103
未接種者	177	94	181	452
実施日	5,12,26日	2,9日	なし	